

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

給付事業について

<市長コメント>

ガソリンや電気代などのエネルギー価格の上昇や、食料品の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等の低所得世帯に対して、1世帯当たり5万円の現金を支給する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の実施が、国の「物価・賃金・生活総合対策本部」において決定し、本市においても、現在準備を進めているところがあります。

支給の対象となりますのは、今年度の住民税が非課税である世帯と、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの間に家計が急変し、非課税の世帯と同様の事情にあると認められる世帯となります。

支給要件を満たすと思われる住民税非課税世帯には「確認書」を11月中旬に郵送する予定としております。

家計急変世帯につきましては、申請が必要となりますが、11月中旬から受付を開始する予定としており、ホームページや新聞広告のほか、周知用チラシを全戸配布し、お知らせする

こととしております。

11月1日から専用のコールセンターを開設するとともに、
11月中旬には受付窓口を開設し、11月下旬からの支給開始
に向け、準備を進めてまいりますので、御理解くださいますよ
うお願いいたします。